

	目	次	ページ
訓 令			
3	新潟県市町村総合事務組合職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する規程	1	1
告 示			
16	新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	7	7
公 告			
	予算の要領について（平成 23 年度補正予算）	9	9
	（平成 23 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号））	9	9
公平委員会規則			
4	新潟県市町村総合事務組合市町村等職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	10	10

訓 令

新潟県市町村総合事務組合訓令第 3 号

事務局

新潟県市町村総合事務組合職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程（平成 22 年訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成 23 年 12 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 新潟県市町村総合事務組合職員（以下「職員」という。）に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いについては、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号。以下「法」という。）、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成22年政令第75号）、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成23年政令第308号）、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第51号）及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第120号。以下「省令」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

第2条第1号中「第1条第1項」を「第4条第1項」に、「第2条第1項」を「第5条第1項」に、「省令第3条」を「及び省令第6条第1項」に改め、「及び省令第4条第1項の届書（以下「現況届」という。）」を削り、同条第2号中「第5条」を「第7条第1項」に、「及び省令第6条」を「並びに省令第8条第1項及び第2項」に改め、同条第3号中「第7条」を「第9条第1項」に改め、同条第4号中「第9条」を「第11条第1項」に改め、同条第5号中「第14条第1項」を「第18条第1項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(6) 寄附申出書に係る申出の変更又は撤回の申出書（以下「寄附変更撤回申出書」という。） 別記第5号様式の2

第3条第1項中「現況届」を削り、「又は寄附申出書」を「寄附申出書又は寄附変更撤回申出書」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「第10条」を「第13条」に改め、同条第5号中「現況届を審査した結果、支給事由が消滅したものと認めたとき、」を削る。

第5条中「第14条第2項」を「第18条第2項」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

子 ども 手 当 認定請求書 額改定認定請求書 (該当するものにレ印を付する。) 年 月 日提出
 額改定届 額改定届

管理者様	所属				氏名	(印)		所属長印		
	住所				生年月日	年 月 日				
	配偶者の有無	有・無	配偶者の氏名		配偶者の職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者				
子ども	氏名	続柄	生年月日	同居別居の別	住所	監護の有無	生計関係	3歳未満の子ども○印	3歳以上小学校修了前の子ども○印	小学校修了後中学校修了前の子ども○印
			・	同・別		有・無	同一・維持			
			・	同・別		有・無	同一・維持			
			・	同・別		有・無	同一・維持			
			・	同・別		有・無	同一・維持			
			・	同・別		有・無	同一・維持			

※認定欄（申請者は、記入しないでください。）

受付印	子どもとの関係	支給開始・改定年月	手当月額	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 改定 <input type="checkbox"/> 却下	年 月 日	決裁者			
	・父母指定者 ・未成年後見人 ・同居父母	年 月	3歳未満分 3歳以上小学校修了前分 小学校修了後中学校修了前分 計	円 円 円 円	通知 年 月 日				

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第2条関係）

子ども手当受給事由消滅届

年 月 日提出

管理者様	所属	氏名	所属長印
	住所		
消滅事由の発生した年月日	年 月 日		
消滅した事由 (該当する数字を○で囲む。)	1 受給者が公務員でなくなった。 2 子どもについて、次の事実が生じた。 その子どもの氏名 () (1) 15歳に達した日の属する年度が終了した。 (2) 死亡した。 (3) 監護しなくなった。 (4) 生計を同じくしなくなった。 (5) 生計を維持しなくなった。 (6) 日本国内に住所を有しなくなった(留学を理由とするものを除く。) (7) 児童福祉施設等へ入所した、又は里親等へ委託された。 (8) その他 () 3 その他 ()		

年 月 日受付

通 知 年 月 日	決 裁 者			

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第2条関係）

子ども手当に係る寄附の申出書

(寄附先) 新潟県市町村総合事務組合管理者

私は、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第24条第1項の規定に基づき、子ども及び子育て家庭を支援するため、新潟県市町村総合事務組合管理者からの支給を受ける子ども手当の額のうち以下の額につき、当該子ども手当の支払期日をもって寄附する旨を申し出ます。

<input type="checkbox"/> 子ども手当の全部(各月の手当額の全部を寄附)	計 円	
<input type="checkbox"/> 子ども手当の一部(各支払期ごとに右の額を寄附)	平成24年2月支払期 (10月分～1月分)	計 円
	平成24年6月支払期 (2月分、3月分)	計 円

年 月 日

住 所 _____

所 属 _____ 氏 名 _____

別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2（第2条関係）

子ども手当 寄附変更
寄附撤回 申出書

（寄附先）新潟県市町村総合事務組合管理者 様

私は、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第24条第1項の規定に基づいて行った寄附の申出について、以下のとおり申し上げます。

申出の別	寄附の変更 ・ 寄附の撤回
------	---------------

寄附の変更の内容		
区 分	寄 附 額	
□子ども手当の全部（各月の手当額の全部を寄附）	計 円	
□子ども手当の一部（各支払期ごとに右の額を寄附）	平成24年2月支払期 （10月分～1月分）	計 円
	平成24年6月支払期 （2月分、3月分）	計 円

年 月 日

住 所 _____

所 属 _____ 氏 名 _____ ④

別記第6号様式及び別記第7号様式を次のように改める。

第6号様式（第3条関係）

子 ども 手 当 受 給 者 台 帳

住所	氏名		生年月日		年 月 日					
	配偶者の有無	有・無	配偶者の氏名	配偶者の職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者					
子 ど も	氏名	続柄	生年月日	同居別居の別	住所	監護の有無	生計関係	子ども手当該当年月日		非該当年月日
			・ ・	同・別		有・無	同一・維持	3歳未満	3歳以上 小学校修了前	小学校修了後 中学校修了前
			・ ・	同・別		有・無	同一・維持	・ ・	・ ・	・ ・
			・ ・	同・別		有・無	同一・維持	・ ・	・ ・	・ ・
			・ ・	同・別		有・無	同一・維持	・ ・	・ ・	・ ・
			・ ・	同・別		有・無	同一・維持	・ ・	・ ・	・ ・
子どもとの関係			認定年月日		支給開始年月		手当月額			
・ 父母指定者			・ ・				3歳未満分		円	
・ 未成年後見人			支給事由消滅年月日・消滅事由				3歳以上小学校修了前分		円	
・ 同居父母			・ ・				小学校修了後中学校修了前分		円	
備考	(消滅事由)					計		円		

支 払 金 額 欄	2 月 期	支払年月日	. . .	
		子ども手当支給額 ①	3歳未満	円
			3歳以上小学校修了前分	円
			小学校修了後中学校修了前分	円
			計	円
	寄附金額 ②	円		
	支払金額 (①-②)	円		
	6 月 期	支払年月日	. . .	
		子ども手当支給額 ①	3歳未満	円
			3歳以上小学校修了前分	円
小学校修了後中学校修了前分			円	
計			円	
寄附金額 ②	円			
支払金額 (①-②)	円			
備考				

第7号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合
管理者



子ども手当認定通知書

年 月 日付けで請求のありました子ども手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。

記


- 1 支給対象となる子どもの数
- | | |
|--------------|---|
| 3歳未満 | 人 |
| 3歳以上小学校修了前 | 人 |
| 小学校修了後中学校修了前 | 人 |
| 計 | 人 |
- 2 手 当 月 額
- | | |
|--------------|---|
| 3歳未満 | 円 |
| 3歳以上小学校修了前 | 円 |
| 小学校修了後中学校修了前 | 円 |
| 計 | 円 |
- 3 支給開始年月
- 年 月から
- 4 支給対象とならなかった子どもの氏名及びその理由
- ()

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合
管理者 

子ども手当額改定認定通知書

子ども手当額の改定については、請求、届出、職により、次のとおり改定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。

記

- | | | |
|--------------------|---------------------|----------|
| 1 改定後の支給対象となる子どもの数 | 3歳未満 | 人 |
| | 3歳以上小学校修了前 | 人 |
| | <u>小学校修了後中学校修了前</u> | <u>人</u> |
| | 計 | 人 |
| 2 改定後の手当月額 | 3歳未満 | 円 |
| | 3歳以上小学校修了前 | 円 |
| | <u>小学校修了後中学校修了前</u> | <u>円</u> |
| | 計 | 円 |
| 3 改定年月日 | 年 月 日から | |
| 4 改定（増・減額）の理由 | （ ） | |

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第5条関係）

子ども手当に係る寄附受領証明書


住 所 _____

氏 名 _____ 様

金 _____ 円也

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第7条第4項の規定に基づき 年 月 日に支払われた子ども手当のうち上記の額を、同法第24条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合
管理者 

附 則

(実施期日等)

1 この規程は、公布の日から実施し、改正後の本則の規定（以下「改正後の規定」という。）は、平成23年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程の実施の日前においてなされた子ども手当に関する手続については、改正後の規定に基づいてなされたものとみなす。

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第16号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、新潟市事務所の項中第四銀行に係る変更については平成23年11月11日から、新潟みらい農業協同組合に係る変更については平成23年11月26日から実施した。

平成23年12月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表新潟市事務所の項中

「	〃	県庁支店	〃	住吉町支店
	〃	本町北支店	〃	寺尾支店
	〃	関屋支店	〃	坂井支店
	〃	平島支店	〃	沼垂支店
	〃	新潟駅前支店	〃	臨港支店
	〃	松浜支店	〃	木戸支店
	〃	新潟中央市場支店	〃	南新潟支店
	〃	河渡支店	〃	卸新町支店
	〃	石山支店	〃	女池支店
	〃	紫竹支店	〃	大形支店
	〃	鳥屋野支店	〃	姥ヶ山支店
	〃	小針南支店	〃	流通センター支店
	〃	出来島支店	〃	曾野木支店
	〃	新崎支店	〃	西内野支店
	〃	新潟市役所出張所	〃	物見山支店
	〃	粟山支店	〃	新潟空港出張所
	〃	豊栄支店	〃	新津支店
	〃	白根支店	〃	亀田支店
	〃	小須戸支店	〃	新津南支店
	〃	亀田駅前支店	〃	横越支店
	〃	巻支店	〃	大野支店
	〃	西川支店	〃	月潟支店

を

「	県庁支店	住吉町支店
「	寺尾支店	関屋支店
「	坂井支店	平島支店
「	沼垂支店	新潟駅前支店
「	臨港支店	松浜支店
「	木戸支店	新潟中央市場支店
「	南新潟支店	河渡支店
「	卸新町支店	石山支店
「	女池支店	紫竹支店
「	大形支店	鳥屋野支店
「	姥ヶ山支店	小針南支店
「	流通センター支店	出来島支店
「	曾野木支店	新崎支店
「	西内野支店	新潟市役所出張所
「	物見山支店	栗山支店
「	新潟空港出張所	豊栄支店
「	新津支店	白根支店
「	亀田支店	小須戸支店
「	新津南支店	亀田駅前支店
「	横越支店	巻支店
「	大野支店	西川支店
「	月潟支店	

に改め、

「	新潟みらい農業協同組合	本店
「	〃	白井支店
「	〃	根岸支店
「	〃	白根支店
「	〃	小林支店
「	〃	みなみ支店
「	〃	庄瀬支店
「	〃	大鷲支店
「	〃	亀田支店

を

「	新潟みらい農業協同組合	本店
「	〃	しろね南支店
「	〃	しろね北支店
「	〃	亀田支店

に改める。

公 告

予算の要領について（公告）

平成 23 年 12 月 2 日に専決処分した平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領を次のとおり公表する。

平成 23 年 12 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 23 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,000 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,635,689 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 交 付 金		696,000	30,000	726,000
	1 交 付 金	696,000	30,000	726,000
歳 入 合 計		1,605,689	30,000	1,635,689

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		1,595,746	30,000	1,625,746
	1 消 防 団 員 等 事 業 費	1,579,128	30,000	1,609,128
歳 出 合 計		1,605,689	30,000	1,635,689

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合市町村等職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 23 年 12 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 堀 川 徹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 4 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合市町村等職員からの苦情相談に関する規則（平成 17 年公平委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 3 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（苦情相談事案処理の公平委員への委任）

第 3 条 公平委員会は、苦情相談事案の処理を公平委員に委任することができる。この場合において、公平委員に委任するときは、次条から第 6 条中「公平委員会は」とあるのは、「公平委員は」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。